

# 外国人技能実習共同受入事業規約

インターネット協同組合

# 外国人技能実習生共同受入事業規約

インターネット協同組合  
平成 9年07月01日制定  
平成29年11月01日改正  
令和 2年11月21日改正

## (目的)

第1条 この規約は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）並びに同施行規則（以下「規則」という。）、出入国管理及び難民認定法の定めるところにより、本組合が監理団体となって定款第7条第6号に掲げる「外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業」（以下「受入事業」という。）の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって受入事業の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とする。

## (委員会の設置)

第2条 本組合に受入事業の円滑な運営を図るため委員会を設置する。  
2 委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

## (技能実習の監理)

第3条 監理団体である本組合は、法及び規則に定めるところにより、組合員と技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下併せて「技能実習生等」という。）との間における雇用関係の成立のあっせん及び組合員に対する技能実習の実施に関する監理（以下「本件監理」という。）を行う。  
2 組合員は、技能実習生等の雇用にあたり、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないと理解した上で、法及び規則に基づき、技能実習生等に所定の様式にて労働条件を通知し、雇用契約を締結しなければならない。

## (送出機関の選定)

第4条 本組合は、受入事業に係る送出機関について総会で定める。

## (技能実習生の紹介等)

第5条 受入事業において、本組合は、組合員が法及び規則に規定する実習実施者としての条件を満たしたときは、当該組合員からの受入申し込みに対して技能実習生等を紹介する。  
2 既に技能実習生を受入れている組合員が技能実習計画の認定取消しを受けたとき、又は技能実習の継続が困難になったときは、本組合は速やかに技能実習生の意向を確認し、技能実習生が技能実習の継続を希望している場合は、その旨を本組合の主たる事務所を管轄する外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に申し出るとともに、

関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな受入れ先を探さなければならない。

(技能実習生受入れの申込み)

第6条 組合員は、技能実習生の受入れを希望するときは、本組合所定の技能実習生受入申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。

2 前項の技能実習生受入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

(監理費の負担)

第7条 受入事業の実施に必要な経費に充てるため、本組合は法第28条第2項及び規則第37条に規定する監理費を、実習実施者である組合員から徴収する。監理費には、受入れる技能実習生ごとに、次に掲げる経費が含まれる。

(1) 送出機関へ支払う経費

(2) 本組合が日常的に行う本件監理業務に係る経費

(3) 都度発生する必要経費(面接渡航費、入国前講習費、認定計画申請料、実習開始入国渡航費、総合保険料(無保険期間)、健康診断料、入国後講習費、講習手当、各種検定料、帰国渡航費(一時帰国を除く)等)

(4) その他諸経費(その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用等)

2 前項各号の徴収額は実費を超えないものとし、実習実施者にあらかじめ用途及び金額を明示して徴収する。

3 第1項第1号及び第2号の経費は、原則として月ごとに徴収し、その計算期間は、受入れる技能実習生の入国月から帰国日の前月までとする。第1項第2号の経費の月額は、あらかじめ理事会で定める。

4 組合員は、本組合が徴収する監理費を技能実習生に負担させてはならない。

(技能実習生の途中帰国・一時帰国)

第8条 組合員は、技能実習生が技能実習期間を満了せず途中帰国する場合も、前条第1項第3号の経費として、その帰国渡航費を負担する。

2 技能実習生が一時帰国する場合、原則として、その帰国渡航費及び再入国渡航費は当該技能実習生が負担し、本組合及び組合員は負担しない。

3 組合員は、技能実習生から一時帰国の希望が出た場合は、本組合に対しその旨を報告しなければならない。この場合、本組合は一時帰国が円滑になされるよう協力する。また、組合員は当該実習生の再入国後14日以内に、本組合に対し報告しなければならない。

(営利を目的とするあっせんの禁止)

第9条 本組合は、営利を目的として技能実習生のあっせんを行ってはならない。また、

営利を目的とするあっせん機関を介在させてはならない。

(責任役員等の選任)

第10条 本組合は、受入事業の適正な実施及び技能実習生の保護のため、法及び規則に基づき理事会において下記の者を選任する。

- (1) 責任役員
- (2) 監理責任者
- (3) 外部監査人(又は指定外部役員)
- (4) 技能実習計画作成指導者
- (5) 相談員

2 責任役員は、本件監理事業に責任を有する者として、理事の中から選任する。

3 監理責任者は、本組合の常勤役職員の中から、法及び規則に定める監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者を選任する。

4 外部監査人(又は指定外部役員)は、法及び規則に基づき選任し、組合員に対する監査及び監理事業の業務が適正に実施されているかを確認し、その結果を本組合に報告する。

5 技能実習計画作成指導者は、本組合の役職員の中から選任し、組合員の技能実習計画作成を指導する。

6 相談員は、本組合の役職員の中から選任し、技能実習生からの各種相談を受け付け、監理責任者の指示の下、組合員及び技能実習生への助言・指導を行う。

(実習実施者の体制)

第11条 組合員は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習を行わせる事業所ごとに常勤の役職員の中から、法及び規則に基づき下記の者を選任しなければならない。

- (1) 技能実習責任者
- (2) 技能実習指導員
- (3) 生活指導員

2 技能実習責任者の任務は、次に掲げるものとし、その状況を定期的に本組合に報告しなければならない。

- (1) 技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督すること。
- (2) 技能実習の進捗状況を管理すること。
- (3) 以下に関する事項を統括管理すること。

- ① 技能実習計画の作成
- ② 技能実習生が修得等をした技能等の評価
- ③ 法務大臣及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体に対する届出、報告、通知その他の手続

- ④ 帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成
  - ⑤ 技能実習生の受入れの準備
  - ⑥ 監理団体との連絡調整
  - ⑦ 技能実習生の保護
  - ⑧ 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生
  - ⑨ 国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整
- 3 技能実習指導員は、技能実習生の技能の修得に係る指導を行うとともに、技能実習の目標の達成状況を公正に確認しなければならない。
- 4 生活指導員は、技能実習生の相談に対応するほか、生活面における指導を行うとともに、技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりをしなければならない。

(技能実習計画の作成指導)

第12条 本組合は、組合員が作成する技能実習計画について、技能実習が適切かつ効果的に実施されるよう指導する。

- 2 組合員は、認定を受けた技能実習計画に従い実習を実施するものとする。

(技能実習生の保護)

第13条 組合員は、技能実習を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保するとともに、技能実習生に対する人権侵害行為を行ってはならず、労働基準法等の法令を遵守しなければならない。

- 2 組合員は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与しなければならない。なお、宿泊施設にWi-Fiや光回線等の通信設備が備わっている場合、技能実習生の事前の合意がない限り、組合員は技能実習生に対し、当該通信設備の使用料を請求又は徴収してはならない。
- 3 本組合は、講習期間中において、技能実習生に対し、講習手当等を支給する。ただし、第7条の規定によりその実費を組合員より徴収する。
- 4 組合員は、毎月、一定の期日に、技能実習生に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。
- 5 組合員は、技能実習生の技能の修得に努めるとともに、技能実習生の健康及び生活面に十分配慮しなければならない。
- 6 組合員は、技能実習生に対し、次のことをしてはならない。
- (1) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束(する手段によって実習を強制)すること。
  - (2) いかなる名目に拘わらず違約金、罰金等を定め(る契約を締結)すること。
  - (3) 貯蓄金を管理する(契約を締結する)こと。
  - (4) 技能実習生のパスポート、在留カードを保管すること。
  - (5) 解雇その他労働関係上の不利益等を示して実習時間外の外出制限等を行うこと。

- (6) 雇用条件に定められた始業・終業時刻、勤務時間、休憩時間、休日、休暇、賃金等を組合員の都合で、一時的であるか否かにかかわらず、一方的に変更すること。
- (7) 現雇用契約よりも技能実習生に不利な条件の雇用契約を新たに締結すること。
- (8) 有給休暇を与えないこと。
- (9) その他、技能実習生に対する人権侵害行為や労働基準法等法令違反をすること。

(資格外・不法就労の禁止)

第14条 組合員は、いかなる場合であっても、技能実習生に技能実習計画に定められた以外の就労行為をさせてはならない。

- 2 組合員は、不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

(技能の評価)

第15条 組合員は、移行対象職種・作業に係る技能実習生の修得した技能の評価について、技能検定又は技能実習評価試験を受験させなければならない。

- 2 前項の規定には、次段階への移行希望を有しない技能実習生を含む。
- 3 受験に要する費用は組合員が負担し、技能実習生に負担させてはならない。

(技能実習が継続できなくなった場合の取扱い)

第16条 組合員は、技能実習生が病気、犯罪、失踪等の理由により技能実習を継続できなくなった場合は、直ちに本組合に対してその事実を連絡するとともに、本組合の指示を受けて適切な処置を行わなければならない。また、組合員は、速やかに本組合に対し所定の報告書を提出しなければならない。

(組合員に対する監査・調査等)

第17条 本組合は、実習実施者である組合員に対し、法及び規則に定められた頻度・方法により、技能実習の監査を実施し、その結果を機構へ報告する。

- 2 本組合は、組合員が技能実習認定の取消し事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、直ちに臨時の監査を実施する。
- 3 前2項の監査について、その実施方法及び手順等に関する事項は別に定める。
- 4 本組合は、第1号技能実習を行う組合員に対し、監理責任者の指揮の下に、1か月に1回以上技能実習の実施状況を実地に確認し、必要な指導を行う。
- 5 本組合は、技能実習の実施状況を調査するために必要があると認めるときは、組合員から必要事項について口頭又は文書で報告を聴取し、事業所へ立ち入り調査し、技能実習生を含む関係者に質問し、及び技能実習に係る帳簿書類その他の物件を調査することができる。

- 6 本組合は、前項の調査等により組合員の行う技能実習が法及び規則に違反し、又は技能実習計画と異なることが明らかになったときには、組合員に対し、法及び規則、並びに技能実習計画に従って技能実習を実施するよう改善を命ずる。
- 7 組合員は、正当な理由がなく、本組合が行う第1項及び第2項の規定に基づいて行う監査、第4項の規定に基づいて行う訪問指導及び第5項の規定に基づいて行う調査等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 8 本組合は、組合員が第6項の命令に従わないとき、又は前項にあたる事実があるときは、当該組合員の技能実習を終了させ、当該組合員の下で技能実習を行う技能実習生につき、新たな実習実施者を探すものとする。また、そのために要した費用は当該組合員が負担する。

(機構への報告)

第18条 本組合は、第16条の報告を受けたとき、前条第1項及び第2項の規定により監査を行ったとき、前条第6項の規定により改善を命じたとき、前条第7項に規定する事態となったとき、その他必要があると認めるときは、速やかに機構に報告しなければならない。

(関係法令の遵守)

- 第19条 本組合及び組合員は、法及び規則、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、監理団体及び実習実施者として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。
- 2 組合員は、前項の法に違反をした場合は、法律上の罰則対象となることを認識するとともに、本規約に対する重大な違反がある場合又は本組合からの依頼や要請に適正な理由もなく迅速に対応しないことが繰返される場合においても、本組合の除名事由となることを承知しなければならない。

(その他)

第20条 この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は理事会で決定し、次の総会でその承認を得るものとする。

附 則

この規約は、令和2年11月21日から施行する。